「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を 進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣 言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

〇企業間の連携

公平・公正な取引に向けたガイドラインをサプライヤーと共有することで、適正取引の普及支援に努めます。

OIT実装支援

電子商取引サービスを導入し、相互に利用を推進することで、取引先の業務効率化を支援 します。

〇グリーン化の取組

「ヴァーティカル・ガーデンシティ (立体緑園都市)」を理想とする「街づくりとその運営」を通じて、サプライヤーとともに「都市と自然の共生」「都市の脱炭素化」「資源循環型の都市」を推進し、持続可能な社会の実現に貢献します。

○健康経営に関する取組

サプライヤーをはじめとするステークホルダーに対して、健康経営の支援や自社の知見の 共有を行っていきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

取引上の立場を不当に利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

森ビルグループでは、公平・公正な取引を推進し、持続可能な社会の実現に貢献するため、「森ビルグループ サステナブル調達ガイドライン」を策定しています。取引先に対して本ガイドラインの周知・適用をすることで、サプライチェーン全体でサステナブル調達を実施するよう努めていきます。

2022年11月1日

森ビル株式会社 代表取締役社長 辻 慎吾